

各所属所共済事務御担当者 様

公立学校共済組合東京支部給付貸付課

マイナ保険証への移行に伴う組合員証等（健康保険証）の発行終了について

令和6年12月2日に現行の組合員証等（健康保険証）の新規発行が終了し、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康保険証として利用する登録をしたもの）による医療機関等の受診を基本とする仕組みに移行されます。

組合員証等の発行業務は、令和6年11月29日をもって下記のとおり終了いたします。

各所属所におかれては、事務処理に遺漏のないようよろしくお願い申し上げます。

なお、マイナ保険証への移行に伴う事務手続の変更等については、近日中に通知を発出予定です。

記

1 組合員証等（健康保険証）の発行終了について

令和6年12月2日以後は、組合員証等（組合員証、船員組合員証、任意継続組合員証及びそれぞれの被扶養者証をいう。）は発行（又は再発行）されなくなります

（1）令和6年12月1日以前に、資格取得、認定、氏名変更等の情報変更、紛失・損傷等の事由が生じた方で、現行の組合員証等の発行（又は再発行）を希望される方は、以下の期限までに書類を提出してください。

※ 期限後に到着した場合や、期限内に到着しても不備返却となり補正後再提出が令和6年12月2日以降となった場合の取扱いとは、下記（2）と同じです（組合員証等の発行（又は再発行）は行われません。）。

【提出期限】令和6年11月29日（資格担当必着） ※ 窓口受付16時30分まで

【提出書類】

- 一般・短期組合員資格取得届書（組合員証個別交付）／被扶養者申告書（認定）
- 組合員情報変更訂正届（組合員番号変更）
- 組合員情報変更訂正届（氏名変更）／被扶養者情報変更訂正届（被扶養者氏名変更）
- 組合員証等再交付申請書（組合員証紛失・損傷等）
- 任意継続組合員申出書

（2）令和6年12月2日以降に、資格取得、認定、氏名変更等の情報変更、紛失・損傷等の事由が生じた方には、現行の組合員証等は発行（又は再発行）いたしません。

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をした方は「マイナ保険証」で、マイナンバーカードを持っていない方や、持っても健康保険証利用登録をしていない方には「資格確認書」を新たに発行しますので、これらを提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

2 交付済の組合員証等（健康保険証）の取扱い

- (1) 令和6年12月2日前に交付済みの有効な組合員証等（令和6年11月29日までに発行されるものを含む。）は、経過措置により、令和7年12月1日まで引き続き使用できます。

ただし、経過措置期間中に退職、認定取消等で資格を喪失する場合は、以後使用できません。

- (2) 組合員番号や氏名等の券面記載情報が変更となった場合も、現行の組合員証等は以後使用できなくなりますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をした方は「マイナ保険証」で、マイナンバーカードを持っていない方や、持っても健康保険証利用登録をしていない方には「資格確認書」を新たに発行しますので、これらを提示することで、これまでどおり保険診療を受けることができます。

【問合せ先】

公立学校共済組合東京支部 給付貸付課 資格担当
鈴木・久能・松岡・廣津
電話03-5320-6826